

5類移行後の新型コロナウイルス感染症に関する扱いについて

1. 新型コロナウイルスに感染した場合

出席停止期間は、発症日を0日とし発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

- *「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、咳などの症状が改善傾向にあること。
- *出席停止解除後でも、発症から10日を経過するまでは、なるべくマスクを着用するようにしてください。

2. 濃厚接触者について

濃厚接触者の特定は行いません

- *同居している家族が新型コロナウイルスに感染したり、陽性者との接触（一緒に食事をしたなど）があっても、本人の新型コロナウイルス感染が確認されていない場合は出席停止にはなりません。

3. 発熱や咽頭痛、咳などの風邪症状がある場合

無理せず自宅で休養してしてください。

- *その際は、届出欠席、欠課の扱いになります。
- *その後新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、1の扱いになります。

4. 感染不安があるとき

- *同居家族や本人に基礎疾患等あることにより、重症化のリスクが高いなどの理由がある場合は、校長の判断により出席停止が認められることがあります。